

## 主観点数評価基準

評価項目	評価基準																		
1 ISO認証取得	前年の12月31日現在、ISO9000シリーズを認証取得している場合は20点、ISO14001を認証している場合は10点加点する。																		
2 障がい者雇用状況	(1) 前年の6月1日現在、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく雇用が義務付けられている者で雇用義務を達成している場合は、10点加点する。 (2) 同法に基づく報告義務のない者で身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である常勤の役員又は使用人が在籍している場合は、10点加点する。																		
3 工事成績評定状況等	(1) 前年1月1日から12月31日までに、岐阜市優良建設工事業者表彰規程（平成2年10月23日決裁）に基づき受賞した者には、30点加点する。 (2) 前年1月1日から12月31日までの平均工事成績評定結果について加点減点する。 <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">95点以上</td> <td style="text-align: right;">+70点</td> </tr> <tr> <td>90点以上 ～ 95点未満</td> <td style="text-align: right;">+60点</td> </tr> <tr> <td>85点以上 ～ 90点未満</td> <td style="text-align: right;">+50点</td> </tr> <tr> <td>80点以上 ～ 85点未満</td> <td style="text-align: right;">+40点</td> </tr> <tr> <td>75点以上 ～ 80点未満</td> <td style="text-align: right;">+30点</td> </tr> <tr> <td>70点以上 ～ 75点未満</td> <td style="text-align: right;">+10点</td> </tr> <tr> <td>65点以上 ～ 70点未満</td> <td style="text-align: right;">0点</td> </tr> <tr> <td>60点以上 ～ 65点未満</td> <td style="text-align: right;">-10点</td> </tr> <tr> <td>60点未満</td> <td style="text-align: right;">-30点</td> </tr> </table> (3) 共同企業体の場合は、各該当点数を各構成員に付与する。	95点以上	+70点	90点以上 ～ 95点未満	+60点	85点以上 ～ 90点未満	+50点	80点以上 ～ 85点未満	+40点	75点以上 ～ 80点未満	+30点	70点以上 ～ 75点未満	+10点	65点以上 ～ 70点未満	0点	60点以上 ～ 65点未満	-10点	60点未満	-30点
95点以上	+70点																		
90点以上 ～ 95点未満	+60点																		
85点以上 ～ 90点未満	+50点																		
80点以上 ～ 85点未満	+40点																		
75点以上 ～ 80点未満	+30点																		
70点以上 ～ 75点未満	+10点																		
65点以上 ～ 70点未満	0点																		
60点以上 ～ 65点未満	-10点																		
60点未満	-30点																		
4 資格停止措置（岐阜市分）	前年1月1日から12月31日までの間に、次に該当する措置を受けた場合は、減点する。 <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">1月以内</td> <td style="text-align: right;">件数×（-10）点</td> </tr> <tr> <td>1月を超え2月以内</td> <td style="text-align: right;">件数×（-20）点</td> </tr> <tr> <td>2月を超え4月以内</td> <td style="text-align: right;">件数×（-30）点</td> </tr> <tr> <td>4月を超え6月以内</td> <td style="text-align: right;">件数×（-40）点</td> </tr> <tr> <td>6月超</td> <td style="text-align: right;">件数×（-50）点</td> </tr> </table>	1月以内	件数×（-10）点	1月を超え2月以内	件数×（-20）点	2月を超え4月以内	件数×（-30）点	4月を超え6月以内	件数×（-40）点	6月超	件数×（-50）点								
1月以内	件数×（-10）点																		
1月を超え2月以内	件数×（-20）点																		
2月を超え4月以内	件数×（-30）点																		
4月を超え6月以内	件数×（-40）点																		
6月超	件数×（-50）点																		
5 環境配慮状況	前年の12月31日現在、自然工法管理士又はグリーンドクター（樹木医を含む。）を雇用している場合には、1名につき1点加点する。ただし、1業者5点を限度とする。																		
6 少子化対策又は女性活躍推進	(1) 次世代育成支援対策又は女性の職業生活における活躍の推進に取り組んでいる企業として都道府県労働局長が認定している場合は、15点加点する。 (2) 前号に該当しない場合において、次のいずれかに該当するときは、5点加点する。 ア 常時雇用する従業員数が100人以下の事業者で、前年の12月31日現在、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律																		

	<p>第120号)に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長に提出している場合</p> <p>イ 常時雇用する従業員数が300人以下の事業者で、前年の12月31日現在、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長に提出している場合</p>
7 保護観察対象者等の雇用状況	協力雇用主として岐阜保護観察所に登録されている事業主が、審査基準日(1月1日)前2年間に、保護観察対象者等を90日以上雇用している場合は、10点加点する。
8 地域貢献に対する取組状況	<p>前年の1月1日から12月31日までの間に、本市と次の各号のいずれかに係る契約を締結した場合は、10点加点する。</p> <p>(1) 除雪業務</p> <p>(2) 排雪業務</p> <p>(3) スクリーン清掃業務</p> <p>(4) 河川敷公園の施設撤去及び復旧作業</p>